

**こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例**

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準および家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例**

(青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 4 号および第 44 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 48 条中「利用定員の定員」を「利用定員」に改める。

(青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。